

城陽市歩道橋長寿命化修繕計画

令和 7 年 6 月

京都府 城陽市 都市整備部管理課

1. 長寿命化修繕計画の目的

1) 背景

城陽市が管理する歩道橋は、令和7年度現在で1橋架設されている。

この、歩道橋は昭和63年に架設され建設後30年以上経過している。このような背景から、今後、増大が見込まれる歩道橋の修繕・架替えに要する費用に対し、可能な限りのコスト縮減への取組みが不可欠である。

2) 目的

計画的な歩道橋の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に歩道橋を維持していくための取組みが不可欠となる。コスト縮減のためには、従来の対症療法型から、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う”予防保全型へ転換を図り、歩道橋の寿命を延ばす必要がある。そこで本市では、将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図るために、歩道橋長寿命化修繕計画を策定する。

2. 長寿命化修繕計画の対象歩道橋

【対象歩道橋】

歩道橋名	一般国道	主要地方道	市道	合計
寺田停車場線歩道橋	0	0	1	1

【位置図】



3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

5年ごとに実施する歩道橋の定期点検によって得られた結果に基づき、歩道橋の損傷を早期に発見するとともに、健全度を把握する。

また、定期点検の実施にあたっては、ドローン等のような新技術を積極的に活用することを検討し、費用縮減や点検の効率化を図る。(新技術の活用及びコスト縮減)

令和15年度までに新技術を活用し、従来技術と比較して10万円程度縮減することを目指す。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

パトロールの際に近接目視にて変状について点検を行う。

4. 対象歩道橋の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

城陽市が管理する歩道橋は、架設後30年以上経過しており、近い将来に架替時期を迎えることが予想される。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、歩道橋の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

また、城陽市が管理する歩道橋は、供用開始当時に比べ利用状況が減少していることから、現在の利用状況を把握したうえで、施設の集約・撤去等について検討する。

さらに、修繕等の実施にあたっては、新技術等の導入を検討し、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図る。(集約・撤去及びコスト縮減)

今後、道路網の構築にあわせ、歩道橋を撤去する事が可能な状況になれば、歩道橋の集約化・撤去を検討し、将来的な維持管理コストを年間100万円程度縮減することを目指す。

5. 長寿命化修繕計画の優先順位の考え方

長寿命化修繕計画の優先順位は、以下の重要性を考慮して決定する。

- ・ 定期点検の健全性の診断に基づき、健全性の低い（劣化している）歩道橋であること
- ・ 第三者被害が、懸念される歩道橋であること

6. 計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とする。なお、点検結果を踏まえ、適宜、計画更新する。

7. 対象施設の状況

1) 概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期または架替え時期

凡例: 対策を実施すべき時期を示す。

歩道橋名(所在地)	道路種別	路線名	橋長(m)	幅員(m)	架設年度	供用年数	最新点検年次	診断結果(判定)	対策内容	対策の内容・時期														
										R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
寺田停車場線歩道橋(城陽市寺田)	市道	市道2361号線	22.0	1.5	S63	37	R3		経過観察	点検					点検									

2) 定期点検および診断内容

城陽市では、現場パトロールの際に近接目視による点検および診断を実施しており、令和8年度以降の点検については、「横断歩道橋定期点検要領、平成31年2月、国土交通省道路局に基づき、実施する。

診断は、準拠基準に基づき、横断歩道橋を構成する部材毎に、以下の区分で実施する。

健全性診断の判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

「横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月）」より

8. 長寿命化の方針

本計画に基づく対策は、以下の基本方針に沿って、実施する。

- ・健全性が、Ⅲ（早期措置段階）と診断された歩道橋は、点検実施年から原則5年以内に対応する。
- ・補修規模が比較的大規模となる場合は、点検実施年から原則5年間で、計画的に対策を進める。また、補修規模が比較的小規模となる歩道橋は、維持修繕工事の一環として、対策を進める。